

青森県報

第三千六百二十一号

平成二十四年
十一月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………(環境政策課)……………一

右 同……………(同)……………一

生活保護法による施術者の指定……………(同)……………二

生活保護法による指定施術者の廃止の届出……………(健康福祉政策課)……………二

特定行為業務の登録……………(高齢福祉保険課)……………二

障害者自立支援法による一般相談支援事業者の指定……………(障害福祉課)……………三

土地収用法による事業の認定……………(監理課)……………三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課)……………五

右 同……………(同)……………五

選挙管理委員会

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間……………(事務局)……………六

衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間……………(同)……………六

衆議院比例代表選出議員選挙における市町村の区域を分けた開票区の設定……………(同)……………六

告 示

青森県告示第八百二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋立地の区分	指 定 区 域
平川市尾上地区最終処分場跡地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第三号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第一号	平川市中佐渡上石田四三の一、四三の一、中佐渡下石田七の一、七の一、三三、四六の一、四七の一、五八の一、五九、六〇の一部、五八の三、五九、六〇の一部、荒田北岡部八二の二、八三の一、八四の一、八四の二、八五の一、八五の二、一五五、一五六、二四の一

青森県告示第八百二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋立地の区分	指 定 区 域
平川市碓ヶ関地区最終処分場跡地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号	平川市碓ヶ関古懸清野沢四三の三の一部

青森県告示第八百二十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
大鰐町唐牛埋立処分場跡地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十五号）第十二条の三十一第一号	南津軽郡大鰐町大字唐牛字上三田表三二の一九の一部、三二の二〇の一部、三二の二四の一部、三二の一八二の一部

青森県告示第八百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
山邊 克彦	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二五九	平成二十四・一〇・一五

青森県告示第八百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第

五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	廃 止 年 月 日
藤田 伸吾 楠美 拓也	五所川原市大字広田字榊森六の二 北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字沼田九の一	平成三〇・九・二〇 三〇・一・三〇

青森県告示第八百三十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

番 号 録	年 月 日 録	氏 名 又 は 称	住 所	事 業 名 称	所 在 地	予 定 年 月 日	備 考
〇一〇〇〇 一七三	〃	社会福祉会 人桐栄社	青森市浪元 大字三三〇の七	特別養育 老人ホーム が	青森市大坂 鶴ヶ川七四	〃	指定地域 密着型 介護施設 設置
〇一〇〇〇 一七三	〃	社会福祉会 人桐栄社	青森市浪元 大字三三〇の七	特別養育 老人ホーム が	青森市大坂 鶴ヶ川七四	〃	指定地域 密着型 介護施設 設置
〇一〇〇〇 一七三	〃	社会福祉会 人桐栄社	青森市浪元 大字三三〇の七	特別養育 老人ホーム が	青森市大坂 鶴ヶ川七四	〃	指定地域 密着型 介護施設 設置

青森県告示第八百三十一号

一八〇〇〇〇〇〇	一八〇〇〇〇〇〇	一八〇〇〇〇〇〇	一八〇〇〇〇〇〇	一七九〇〇〇〇〇	一七六〇〇〇〇〇	一七三〇〇〇〇〇	一七〇〇〇〇〇〇	一六五〇〇〇〇〇
二四・一〇・三三	"	二四・四・一	"	二四・三・一	"	二四・四・一	"	二四・八・三
会法人八陽社	会法人楽晴社	会法人楽晴社	会法人宏仁社	会法人宏仁社	る法人三和会	る法人三和会	会法人信和社	会法人信和社
五字黒坂三	六町二丁目七	六町二丁目七	三葉小湊六	三葉小湊六	二丁目一町の二	二丁目一町の二	の一橋区本	の一橋区本
テ修光園ト	も栄町のぬ家	も栄町のぬ家	倶△老人夜部	△老人清風荘	△老人神水荘	△老人神水荘	ズロス・パイクト	ピバム・ズロ
の松一ヶ崎八	一一町二丁目五の目	一一町二丁目五の目	の堀替七	三葉小湊六	四字稲元二	四字稲元二	六山市五〇	六山市五〇
二四・一〇・三三	"	二四・四・一	"	二四・三・一	"	二四・四・一	"	二四・八・三
社護密指定	介所指定	社護密指定	施設老人福祉	施設老人福祉	介所指定	施設老人福祉	介所指定	社護密指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	地域相談の種類	一般相談支援事業を行う所		指定期限
				名称	所在地	
社会福祉法人みちのく福祉会	むつ市大字奥内	むつ市大字奥内	地域移行	相談支援事業所	むつ市大字奥内並	平成二四・三・一
社会福祉法人みちのく福祉会	むつ市大字奥内	むつ市大字奥内	地域定着	相談支援事業所	むつ市大字奥内並	"

青森県告示第八百三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称
 - つがる市
- 二 事業の種類
 - 桜木団地公営住宅建替事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分
 - 青森県つがる市木造桜木地内
 - 2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、つがる市木造桜木地内の公営住宅を建替え整備するもの（以下「本件事業」という。）であり、土地収用法第三条第三十号に掲げる地方公共団体が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種住居地域において、自ら居住するため住宅を必要とする者に賃貸する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営に該当すると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、つがる市公営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化が著しく、耐震診断により倒壊の危険性がある桜木団地の建替えを行い、計画的な公営住宅の供給を図ることとしている。

また、本件事業を施行するにあたり、国土交通省から交付金を受けるなどの事業に必要な予算措置が講じられている。

よって起業者は、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

つがる市は、平成十七年二月十一日に旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村及び旧車力村が合併し、各旧町村の公営住宅を引き継ぎ、三十九団地千四百二十二戸の市営住宅を管理している。つがる市の市営住宅への入居率は九十八・七パーセントと高く、また応募状況は、申込者が募集戸数を下回ることなく、同市においては依然市営住宅に対する需要が高い状況にある。

しかし、桜木団地は、昭和四十二年から昭和四十六年に建設された簡易耐火構造平屋建て三十八棟、百五十二戸の団地で、すべての住棟、住戸が耐用年数を経過しており、住棟の耐震診断では倒壊する危険性があるとの結果が出ている。

また、青森県住生活基本計画において定められた最低居住面積水準を満たしていない住戸が多く、浴室、水洗化、三箇所給湯、手すりは全ての住戸で整備されていないなど、住宅性能も低い状況である。

本件事業は、老朽化が著しく住宅性能も低い桜木団地公営住宅の建替えを行い、計画的な公営住宅の供給を図るものである。

本件事業の施行により、公共公益施設の立地する市の中心部に公営住宅の集約

化が図られ、生活利便性が向上し、入居者ニーズにも対応した公営住宅の建設が図られることとなる。

一方、本件事業の施行による周辺の自然環境への影響については、自然環境保全基礎調査により、本件事業の起業地周辺では希少な動植物は発見されていない。

また、埋蔵文化財については、青森県文化財保護課による青森県遺跡地図によると、本件事業の起業地周辺には遺跡は発見されていないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

起業者は、起業地を選定するにあたっては、

ア 事業に必要な面積を確保できること。

イ 敷地造成、進入路の確保等団地整備が容易な土地であること。

ウ 木造地区中心地に近く、生活利便性が確保されること。

エ 生活基盤施設（水道、電気、通信等）が整備済み、または容易に整備できること。

オ 事業費が安価であること。

を条件とし、同市木造桜木地内に候補地を一案（以下「第一案」という。）、同市木造藤田地内に候補地を一案（以下「第二案」という。）を選定し、本件事業の候補地を検討している。

第一案は、現況は団地と田であり、支障物件として体育館がある。周辺環境は、木造地区中心部に近く、生活利便性が確保されており、生活基盤施設（水道、電気、通信等）は整備済みである。用地は、現在の団地部分である市有地を含んでおり、買収面積が少ない。田については土の入れ替え、盛土が必要となるもの、現在宅地として利用されている団地敷地及び学校用地は体育館の解体費用が必要となるが、大規模な造成は必要ないため、全体事業費を比較すると経済性は優れている。

第二案は、現況は宅地と田であり、支障物件として住宅四棟がある。周辺環境は、木造地区中心部北側に位置しており、木造地区中心部に近く、利便性は確保されている。候補地に隣接して生活基盤施設（水道、電気、通信等）は整備済みとなっており、候補地内への引き込みは比較的容易である。用地はすべて買収する必要があり、支障となる住宅の移転補償費が必要となる。さらに、用地の多くは田であるため、大規模な土の入れ替え、盛土が必要となり大規模な造成が必要であることから、全体事業費を比較すると経済性は第一案に劣る。

よって、本件申請案である第一案は、二案中、買収面積・支障物件の多寡等の

社会的条件、経済的条件に優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、住宅困窮者に対して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を提供し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するものであり、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の整備に必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

つがる市役所 建築住宅課

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十一月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人三沢モータースポーツ協会

三 代表者の氏名

水尻 和幸

四 主たる事務所の所在地

三沢市岡三沢一丁目の一〇〇

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び周辺市町村民に対して、モータースポーツの振興や普及啓発及び三沢米軍基地に在住の諸外国人との国際交流を図る事業を行うことによつて、青少年の健全育成と豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森市手をつなぐ育成会

三 代表者の氏名

鳥山 夏子

四 主たる事務所の所在地

青森市本町四丁目の一三

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市及び周辺地域に在住する知的障がい児（者）と、その家族の福祉を増進すると共に、地域社会に向けた知的障がい児（者）へのノーマライゼーションの普及啓発に関する事業を行い、心豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十四年十二月三日

ただし、年齢についての基準となる日 平成二十四年十二月十六日

二 登録を行う日 平成二十四年十二月三日

三 縦覧に供する期間 平成二十四年十二月四日

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百十九号）第二十三条の十一第二項の規定により次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

縦覧期間 平成二十四年十二月四日

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、次のとおり開票区を設

けたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

|      |        |         |         |
|------|--------|---------|---------|
| 市町村名 | 開票区名   | 分設後の開票区 | 開票区の区域  |
| 青森市  | 青森市開票区 | 青森市一区   | 旧青森市の区域 |
|      |        | 青森市四区   | 旧浪岡町の区域 |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭